

国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書

記入例

高額療養費の支給申請（手続の簡素化）について、裏面記載の事項に同意の上、申出いたします。

弘前市長 様

申請日 令和●年 ●●月 ●●日

(1) 申出の内容

世帯主	氏名	国保 太郎	生年月日	昭和 平成 令和	●●年 ●●月 ●●日
	住所	弘前市大字上白銀町 1 番地 1			
被保険者 記号番号		弘前 — ●●●●●●	電話番号	0172 — 35 — 1111	
申請内容		簡素化開始 振込口座変更 ・ 簡素化解除			

(注) 世帯主以外の方が代理で申請する場合は、以下の申請者欄も

連絡が取れる電話番号を必ず記入してください

代理人	氏名		電話番号	
	住所	□ 世帯主と同じ		

(2) 振込先口座の登録

振込先	金融機関	銀 行 信金金庫 信託信組 農 協						店名	本店 支店 出張所			店番	●	●	●
	普通預金 口座番号 (右詰め)	●	●	●	●	●	●	口座 名義人	(フリガナ) コ林 知 氏 名 国保 太郎						

(注) 世帯主以外の口座に振り込む場合は、以下の委任欄も記入してください。

委任欄	本件の受領に関する行為を受任者 振込先氏名 _____ に委任します。														
	委任者（世帯主）氏名 _____ ※本人（世帯主）が手書きしない場合は記名押印してください。														

裏面へ

簡素化開始にあたっての注意事項及び同意事項（必ずお読みください）

【注意事項】

- ・ 申出書の提出以前に算定した高額療養費は簡素化の対象になりません。
- ・ 国民健康保険料に滞納がある場合は簡素化の対象にならないので、従来どおり支給申請書を提出する申請となります。
- ・ 第三者行為に係るものが含まれている場合など、支給申請書の提出が必要となる場合があります。
- ・ 世帯主や登録口座に変更があった場合は、再度、申出書の提出が必要となります。
- ・ 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合は、再度、申出書の提出が必要となります。
- ・ 診療月の4～5か月後に登録口座へ振り込まれる予定ですが、診療報酬明細書の審査等が遅れると振込が遅れます。
- ・ 申出書の提出以降は高額療養費の支給のお知らせ及び申請書は発送されません。高額療養費が発生した場合は支給決定通知書を送付します。支給額については、支給決定通知書により確認してください。
- ・ 支給後、医療費の一部負担金の未払いが判明した場合は、市が返還請求を行います。
- ・ 所得区分の変更により高額療養費が多く支給された場合は、市が返還請求を行います。

【同意事項】

- ・ 医療機関に支払うべき一部負担金に未払いがないこと。また、今後一部負担金が未払いとなった場合は速やかに申し出ること。
- ・ 一部負担金について疑義が生じた場合は、必要に応じて弘前市が医療機関に照会することに同意すること。
- ・ 高額療養費の支給後に支給額に変更が生じて返還額が発生した場合は速やかに申し出ること。
- ・ 交通事故等の第三者求償行為事務の対象となった場合は速やかに申し出ること。
- ・ 無料低額医療事業を実施する医療機関を利用した場合は速やかに申し出ること。
- ・ 次の事項に該当した場合は、自動振込は解除となること。
 - 世帯主が死亡または変更となった場合
 - 国民健康保険料に滞納が生じた場合
 - 登録口座に振込ができなくなった場合
 - 申請の内容に偽りその他不正があった場合
 - その他、市長が必要と認める場合

☒ **注意事項・同意事項について確認しました。(チェックを入れてください)**

注意事項・同意事項を確認の上チェックを入れてください